

熊本県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年（2023年）4月18日から5月29日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年（2023年）12月27日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
高等技術 専門学校	<p>（経理事務について） 委託料及び一般需用費について、請求書の管理を怠り、複数の支払遅延を生じているものがある。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>以下の取組により、業務の進捗状況の確認を組織的に徹底していく。 支出命令書作成まで担当者のみで処理することがないように、請求書の受け取りは事務長が行い、事務長が請求書受取一覧を作成し、支出命令書決裁時に一覧で確認する。 事務長が支払期日の管理を行い、支払期限1週間前までに支出命令書が回議されなかった場合、担当者に確認する。 支出未済一覧を毎月回覧し支払状況を確認する。</p>
城北家畜 保健衛生所	<p>（公用車の毀損について） 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>毎月実施する定例会において、職員が持ち回りで「交通安全目標」を設定、発表し、事務所に掲示することで職員全員の交通事故防止及び交通法規遵守意識の向上を図っている。 交通安全啓発DVDを用いて所内研修を年2回実施している。 無理のない出張計画を立てて朝の出発時間に余裕をもたせ、ラジオ体操等で心身を整えたくて業務を開始している。出張者に対しては所属長が安全運転の励行を呼びかけている。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
水産研究 センター	<p>(一般共済費の誤払について)</p> <p>公務災害の対象となる再任用短時間勤務職員(船員)について、誤って労災保険に加入し、6年分の保険料を支払っていたが、3年分の保険料の還付を受けられていない。</p> <p>一般共済費の支出に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>誤って加入した労災保険については、廃止届を提出するとともに、還付可能期間分の保険料については、受領済み。</p> <p>保険加入、支出事務においては、支出根拠及び支出金額の組織的なチェック(複数人による確認)を徹底し、誤払の再発防止に努める。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの